

○財務省告示第二百七十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年九月四日に発行した利付国債の発行条  
件を次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日

財務大臣臨時代理

國務大臣 石田 真敏

一 名称及び記号  
利付国庫債券（十年）（第三百  
三十回、第三百三十一回、第三  
百三十二回、第三百三十三回、  
第三百三十四回、第三百四十  
回、第三百四十一回、第三百四  
十三回、第三百四十九回及び第  
三百五十回）、利付国庫債券（二  
十年）（第六十四回、第六十七  
回、第七十二回、第七十九回、  
第八十六回、第九十五回、第百  
十二回、第百二十四回、第百三  
十八回、第百四十回、第百四十  
二回、第百四十六回及び第百四  
十七回）及び利付国庫債券（三  
十年）（第三回、第五回及び第  
十三回）

二 発行の根拠  
法律及びそ  
の条項の適  
用等  
三 振替法の適  
用等  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十七  
条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五  
号。以下「振替法」という。）  
の規定の適用を受けけるものと  
し、その振替機関は日本銀行と

四	発行方法	五	募入決定の方法	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金額	九	振替単位	十	発行日	十一	発行価格	十二	利率	十三	経過利子の払込み
する。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	円 額面金額で五千九百八十六億	内訳（別表のとおり） 六千四百六十二億六千二百零八万三千円 五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成三十年九月四日	発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$	（別表のとおり）	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。									

十四 利子  
 償還期限 十五 十六 十七  
 償還金額の基準 十八  
 元利回りの支 十九  
 払場所加 二十  
 入札参加 二十  
 払者 二十  
 払込期日 二十

の利率の子に日同  
 前号の第十経過と  
 の債償の第十経過と  
 象国債の第十経過と  
 發行日 / 365  
 は、(零。)

第十号に規定する発行日後の  
 各發行対象国債の支払期を支  
 払期とし、各支払期において、  
 次の算式により算出した金額  
 を支払う。ただし、支払期が銀  
 行休業日に当たるときは、その  
 翌営業日に支払う(償還期限に  
 ついて同じ。)

各  
 行  
 象  
 国  
 債  
 の  
 額  
 面  
 金  
 額  
 ×  
 各  
 行  
 象  
 国  
 債  
 の  
 利  
 率  
 /  
 100  
 ×  
 1  
 /  
 2

(別表のとおり)  
 額面金額百円につき百円  
 銘柄毎の基準利回りは、平成三十  
 年九月三日付で日本証券業協  
 会が発表した公社債店頭売買  
 参考統計値表に掲載された平  
 均値の単利回りとする。  
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成三十年九月四日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第三十回)	○・八%	日年平 九成三月二十五	円二百五十億
利付国庫債券 (第三十回)	○・六%	日年平 九成三月二十五	二十億円
利付国庫債券 (第三十回)	○・六%	十年平 日三成二月二十五	百四十億円
利付国庫債券 (第三十回)	○・六%	日年平 三成三月二十六	二十億円
利付国庫債券 (第三十回)	○・六%	日年平 六成三月二十六	億九百九十一
利付国庫債券 (第三十回)	○・四%	日年平 九成三月二十七	円百七十六億
利付国庫債券 (第三十回)	○・三%	十年平 日三成二月二十七	十億円
利付国庫債券 (第三十回)	○・一%	日年平 六成三月二十八	億四円百六十九
利付国庫債券 (第三十回)	○・一%	十年平 日三成二月二十九	億三円百五十六

（（利 第二付 百十国 四年庫 十）債 回）券 ）	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 八）券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 十）債 四）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 九年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 八年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 七年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 七年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 六年庫 七）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 六年庫 四）債 回）券 ）	（（利 回第十付 ）三年國 百）庫 五）債 十）券
一 ・ 七 %	一 ・ 五 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	〇 ・ 一 %
日年平 九成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	十年平 日十成 二四 月十 二二	日年平 六成 月四 二十一	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 九成 月三 二十五	三平 月成 二四 月十 日年
億三 百六 十三	円百 六十七 億	五 億 円	三 十二 億 円	二 十七 億 円	六 十五 億 円	六 十 億 円	億五 百三 十四	八 十 億 円	四 千八 百七 十 億 円	円二 百十 三 億

（（利 第三付 十年国 三年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 五年国 回）庫 ）債 ）券	（（利 第三付 三年国 回）庫 ）債 ）券	（（利 回第二 ）百十 ）四年 十）庫 七）債 券	（（利 回第二 ）百十 ）四年 十）庫 六）債 券	（（利 回第二 ）百十 ）四年 十）庫 二）債 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	一 ・ 六 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %
十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 五成 月四 二十 十三	日年平 五成 月四 二十 十二	十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 九成 月四 二十 十五	十年平 日十成 二四 月十 二四
一 億 円	三 億 円	二 十 億 円	五 億 円	五 億 円	百 億 円